

令和2年9月11日14時00分
資料配布 近畿地方整備局

発注者指定型(選択肢提示型)により新技術活用を活性化します

～ 直轄土木工事における新技術活用を原則義務化 ～

近畿地方整備局では、新技術活用の活性化を図るため、直轄工事における新技術の活用方式に、発注者が複数の新技術を提示し施工者が選択する『発注者指定型(選択肢提示型)』を新たに追加します。これにより、新技術活用を原則義務化します。

◇新技術活用の原則義務化

対象工事:直轄土木工事(機械、電気通信工事含む。営繕工事、土木営繕工事を除く。)
適用時期:令和2年10月1日以降入札公告を行う工事

◇新しい活用方式

発注者指定型(選択肢提示型)

工事発注段階において、発注者が対象とする技術テーマ及びテーマに対して効果が期待できる複数の新技術を提示し、契約後に受注者が新技術を選択する活用方式

◇発注者指定型(選択肢提示型)に使用する技術テーマ

- ・施工管理における写真管理の生産性向上に資する技術
- ・デジタル工事写真の小黑板電子化技術
- ・快適トイレの技術

詳細は別紙をご参照ください。

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局
TEL:06-6942-1141(代表) 06-6920-6023(直通) FAX:06-6942-4439
企画部 施工企画課 課長 児玉 孝司 (こだま たかし)
企画部 建設専門官 武本 昌仁 (たけもと まさひと)

新技術活用の原則義務化 【近畿地方整備局】

別紙

ICT活用を推進するとともに、新技術活用が図られ、新たな技術開発が活性化される好循環が起きることにより、生産性向上や、激甚化・頻発化する災害への対応、最新技術を活用する産業として担い手確保等に資することを目的に、直轄工事において**新技術の活用を原則義務化**する。

- ・対象工事：直轄土木工事（機械、電気通信工事含む。但し、営繕工事、土木営繕工事を除く。）を対象とする。
- ・適用時期：**令和2年10月1日以降**に入札公告を行う工事に適用する。

【対象とする新技術】

- 1) ICT活用工事、BIM/CIM活用工事
- 2) NETIS登録技術
- 3) NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
- 4) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
- 5) ニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術
- 6) その他、a)、b)、c)を満たす技術
 - a) 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
 - b) 公共工事等に関する技術
 - c) 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

なお、3)を除いてNETIS掲載期間終了技術は対象外。

【取組内容】(1)～(3)のいずれかによる工事発注を行う。

- (1)ICT活用型：ICT活用工事、BIM/CIM活用工事
- (2)発注者指定型：新技術を個別に指定する
- (3)発注者指定型（選択肢提示型）【新設】：
設計図書にテーマと複数の新技術を提示し、契約後、施工者が新技術を選択する

テーマ

- ①施工管理における写真管理の生産性向上に資する技術
- ②デジタル工事写真の黒板電子化技術
- ③快適トイレの技術

（参考）施工者選定型

受注者からの提案により新技術を活用する

【工事成績評価】＜加点内容に変更なし＞

ICT活用工事（発注者指定型、施工者希望Ⅰ・Ⅱ型）、BIM/CIM活用（発注者指定型、受注者希望型）及びNETIS登録技術活用（施工者選定型）の場合に、工事成績評価の加点の対象。